

群馬県立女子大学大学院文学研究科教務委員会規程

(設置)

第1条 群馬県立女子大学に大学院文学研究科教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各専攻主任
- (2) 専攻選出の教員 1人
- (3) 文学研究科長

2 委員会は、審議の必要により、関連のある学科目担当の教員の中から臨時委員を置くことができる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は委員会を招集し、その会議の議長となる。
- 3 委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 第2条第1項第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の定足数)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により開催する。

(審議事項)

第6条 委員会は、文学研究科の科目履修、試験、再入学、転入学、編入学及び教員免許その他教務上の必要事項に関する事項について審議する。

(事務)

第7条 委員会の事務は、教務係で処理する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会に諮り、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。